

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」  
に対する意見提出者一覧

別紙2

計 5件

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	個人
2	日本通信株式会社
3	一般社団法人衛星放送協会
4	KDDI株式会社
5	個人

## 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

### 1. 電気通信事業法施行令関係

<p>意見1-1 今般の事業法改正では禁止行為規制が緩和されたが、引き続き特定の事業者を不当に優先的に取り扱う行為は規制の対象となるべきであり、規制の対象について、親子会社等に限らず関連会社等も含むとした政令案に賛同する。</p>	<p>考え方1-1</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【意見】 電気通信事業法(以下「事業法」)第12条の2第4項第1号に定める特定関係法人の対象範囲について、同号イ～ハに定める範囲に加え、関連会社等もその対象範囲に加えられた点につき、賛同します。 今般の事業法改正に際し、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するという観点から、事業法第30条に定める禁止行為規制が緩和されました。しかしながら、公正な競争の促進という観点においては引き続き特定の事業者を不当に優先的に取り扱う行為は規制の対象となるべきだと考えます。その点、改正事業法ではその規制の範囲となる特定関係法人は親子会社等に限定され、極めて限定的な規制となっておりますが、政令案第1条により、関連会社等も特定関係法人に含まれると明示され、その範囲を拡大する方向性が示されたことには、歓迎すべきだと考えます。 今後、関連会社等の範囲が、省令等により明確化されることとともに、引き続き総務省により、その規制範囲について、定期的な検証が行われることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令案に賛同の意見として承る。</li> </ul>	<p>無 (賛成意見のため)</p>
<p>意見1-2 関連会社の範囲は、例えば、NTTグループ各社が、同一企業に出資している場合は、それらの議決権割合を合算して判断するなど、政府が出資する特殊法人であるNTTが持株会社の下でグループ一体的に経営されていること等の経営実態、市場実態を踏まえたものとすべき。</p>	<p>考え方1-2</p>	
<p>【意見】 今回の政令案において、電気通信事業法第12条の2第4項第1号ニの政令で定める特殊の関係について、自己の「関連会社等」、自己を「関連会社等」とする法人、自己の親会社・兄弟会社の「関連会社等」と規定されたところですが、「関連会社等」の範囲については、別途省令で定めることとなっております。 省令においてその範囲を規定する際、単に会社法で規定する関連会社の定義等を用いるのではなく、政府が出資する特殊法人であるNTTが持株体制の下でグループ一体的に経営されていることや固定、モバイル市場において市場支配力を有していること等、経営実態、市場実態を踏まえたものとすべきと考えます。 例えば、固定市場、モバイル市場においてドミナントである、NTT東・西とNTTドコモがそれぞれある事業者が少額出資をしている場合等は、別途省令で定める規定によっては、それぞれの特定関係法人に当たらない可能性があります。 しかしながら、NTTグループとして当該事業者をコントロールしている可能性があること、固定市場、モバイル市場においてドミナントであるため少額出資であっても事業に重要な影響を与える可能性があることから、NTTグループ各社が同一企業に出資している場合は、例えば、それらの議決権割合を合算して判断するとい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令案では、関連会社等は、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等としており、この判断は、出資、取締役等への就任、融資・債務の保証等の状況に基づくこととしている。</li> <li>・ 具体的な基準は、今後、総務省令で定めることにしているため、御指摘の経営実態や市場実態も踏まえ、制度</li> </ul>	<p>無</p>

<p>った対応が必要と考えます。  また、今回の政令案の規定にあるとおり、出資や役員への就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは営業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることについて、取引内容や資金調達内容等に関して十分検証を行うことが必要と考えます。  【KDDI株式会社】</p>	整備を進めてまいりたい。	
---	--------------	--

## 2. 放送法施行令・消費者契約法施行令関係

意見2 改正に関し異議なし。	考え方2	
【意見】 当協会として左記の改正に関し異議はございません。 【一般社団法人衛星放送協会】	・ 政令案に賛同の意見として承る。	無 （賛成意見のため）

## 3. その他

意見3-1 通話料を分け合っていたが分け合われることがなくなった。	考え方3-1	
【意見】 家族分け合いで通話料を分け合っていた利用していましたが6月より改正されたらしく分け合われることなく親回線は無料通話分残りが貯まっていく一方、子回線は通話料を別で請求され、支払い。請求書をよくよくみていなかったの、仕方ないにしても、その請求書も有料、口座振替。知らずのうちに請求され、徴収されている。解約したくなりました。 【個人】	・ 本意見募集の対象に対する直接の御意見でないため、参考として承る。	無
意見3-2 本改正に賛成。	考え方3-2	
【意見】 本改正に賛成である。 【個人】	・ 政令案に賛同の意見として承る。	無 （賛成意見のため）